

～要約筆記者派遣事業 利用のみなさんへ～

☆派遣対象内容

- 1 生命・健康・医療保健に関すること
 - 2 司法に関すること
 - 3 児童等の教育・保育に関すること
 - 4 労働と雇用に関すること
 - 5 地域及び住宅に関すること
 - 6 人間関係に関すること
 - 7 文化と教養に関すること
 - 8 社会生活に関すること
 - 9 その他福祉事務所長が認めるもの
- * 宗教行為、政治活動及び営利活動など派遣できない場合があります。



- ★ 派遣されるのは、千歳市の要約筆記者です。
守秘義務があり、派遣の内容について他の人に話すことは、ありません。

- ★利用料は無料です。
(ただし、筆記者の入場料など負担していただく場合もあります。)

その他ご不明な点はお気軽にご相談下さい。

☆問い合わせ・申込先

〒066-0042

千歳市東雲町1丁目11番地
千歳市社会福祉協議会総務課

TEL 0123-27-2525

(月曜日～金曜日8:45～17:15)

FAX 0123-27-2528

(24時間自動受信できます)

☆派遣は日時に制限はありませんが、内容により相談させていただく場合があります。



～よく聞こえない。聞き取りにくい時には～

利用しませんか？

よう やく ひっ き
要 約 筆 記

最近テレビの音がよく聞こえない.....
話している時、相手の声がよく聞こえない...
二人以上で同時に話すと聞き取りにくい.....



こんな経験はありませんか？

耳の聞こえが悪くなった。聞こえなくなったという時の、
コミュニケーション支援の方法に**要約筆記者派遣**があります。

★要約筆記(者)ってなあに？

その場で話している内容をまとめて書いて伝える方法で、そのための必要な技術と知識を学んだ者を**要約筆記者**と言います。

★どんな人が利用できるの？

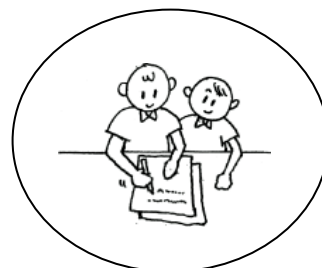
中途失聴の方、難聴の方。また本人以外でも会議や講演会の主催者などだれでも利用する事ができ、簡単な申込みで市内のどこへでも派遣する事ができます。(問い合わせ先等は裏面をご覧ください。)

★どんな方法があるの？

① 利用者が1～2名の時...

病院受診、父兄参観、面談、各種手続きなどの時は要約筆記者が横に座ってノートなどに書き、それを読んでいただきます。

(ノートテイクという方法です)



② 利用者が多数の時....

講演会や会議などの時は、3～4名の要約筆記者が書いた物を機材を使いスクリーンに大きく写し出して読んでいただきます。

